

## G20 新潟農業大臣会合開催記念「みんなのプロジェクト応援成事業」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、G20 新潟農業大臣会合（以下、「会合」という。）の開催に向け、「G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が、新潟県民・新潟市民（以下、「県民・市民」という。）が自ら企画した事業を支援することにより、県民・市民に向けた会合開催の周知、県民・市民の参画機会の創出及び国際理解の向上による機運醸成を図ることを目的に交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 この要綱において、助成の対象とする事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 2019年1月1日から2019年5月12日までに行われる事業
- (2) 事業名に「G20 新潟農業大臣会合（開催記念）」等を含み、会合の開催周知が図れる事業
- (3) 「食」、「農業」をテーマに行い、県民・市民の参画機会の創出及び国際理解の向上による会合の機運醸成が効果的に図れる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するなど、社会的に非難を受ける恐れのある事業
- (2) 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業
- (3) 新潟県又は新潟市（以下、「県・市」という。）から財政的支援を受けて実施する事業
- (4) 県・市から出資や助成金等を受けている団体から財政的支援を受けて実施する事業
- (5) 事業の主たる効果が県外で生じるもの
- (6) その他、G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認める事業

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する新潟県内に活動拠点（本支店、営業所等）を有する団体であること。
  - ア 法人格を有する団体
  - イ 複数の企業等で構成された団体
  - ウ その他、対象事業を実施できる見込みのある団体として会長が認める団体
- (2) 組織として規約の定めがあること
- (3) 代表者及び所在地が明らかなこと
- (4) 一定の活動実績があり、会計経理が明確であること
- (5) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。次号において「新潟市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- (6) 新潟市暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (8) 宗教的活動や政治的活動を行うことを目的としたものでないこと
- (9) 県・市から2分の1以上の出資を受け活動するものでないこと

(対象経費及び助成率等)

第4条 助成金の対象となる経費及び助成率等は別表のとおりとし、会長は、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。ただし、助成対象経費から次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 団体の維持管理経費
- (2) 事業に直接関係のない経常的な活動経費
- (3) 飲食費
- (4) 構成員の人件費
- (5) 備品購入費（机、椅子、パソコン、車両等の汎用性があり、事業終了後においても長期にわたり使用できる物品の経費）
- (6) 消費税額及び地方消費税額

(7) その他会長が助成対象としてふさわしくないと認める経費

2 前項により算定した助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 関係法令等を遵守すること

(2) 事業の内容の変更(第10条に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ会長の承認を受けること

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ会長の承認を受けると

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと

(5) 事業に係る経理は、他の経理と区分して行うこと

2 前項各号に掲げるもののほか、会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

(交付申請)

第6条 事業の助成を受けようとする者(以下、「申請事業者」という。)は、会長が別に定める期間内に次の各号に掲げる書類及び添付書類を会長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書(別記様式第1号)

(2) 事業計画書(別記様式第2号)

(3) 事業収支予算書(別記様式第3号)

(4) 団体の概要調書(別記様式第4号)

(5) 団体の規約、構成員名簿

(6) 決算書等の財務状況が分かる書類(直近1年分)

(7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(8) その他会長が必要と認める書類

2 助成金の申請は一申請事業者につき一事業とし、複数の事業を申請することはできない。

(審査方法及び審査委員会)

第7条 交付決定にかかる審査は、審査委員会において審査を行うものとする。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる基準により事業の効果を総合的に審査し、交付決定事業を決定する。

- (1) 「食」、「農業」のテーマが県民・市民に伝わること
- (2) 会合の開催周知が図れること
- (3) 県民・市民の参画機会の創出による会合の機運醸成が図れること
- (4) 県民・市民の国際理解の向上による会合の機運醸成が図れること
- (5) 事業実施体制が明らかであること

3 交付決定事業の決定については、原則書類審査とし、必要に応じて、申請者に対しヒアリング等を実施することができる。

4 前各項に掲げるもののほか、審査委員会の組織、運営等については、別に定めるものとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による審査の結果に基づき交付決定を行い、交付決定通知書(別記様式第5号)により申請事業者へ通知するものとする。ただし、審査の結果、不交付となった事業については、不交付決定通知書(別記様式第6号)により申請事業者へ通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請事業者(以下、「助成事業者」という。)は、第5条第1項第2号又は第3号の規定により会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更等承認申請書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更等承認・変更交付決定通知書(別記様式第8号)を助成事業者へ通知するものとする。ただし、助成金額の変更で、交付決定額から増額の変更は認めない。

3 会長は、事業内容の変更等により、交付要件を欠くと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第5条第1項第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 助成金額又は助成対象経費の額若しくは内訳の変更で、交付決定額に増額の変更が生じないものであること
- (2) 事業内容や予定期間等の細部を変更するもので、事業内容等に実質的な変更が生じないものであること

(実績報告)

第11条 助成事業者は、当該事業完了後、次の各号に掲げる書類及び添付書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別記様式第9号)
- (2) 事業報告書(別記様式第10号)
- (3) 事業収支決算書(別記様式第11号)
- (4) 領収書又は支払ったことを証する書類の写し(使途を明記したものに限る。)
- (5) 事業の実施状況がわかる写真(実施風景)及び成果物
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 前項で規定する書類の提出は、事業完了後、2019年5月31日までに行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要と認めるときは、事業の経過の報告を求めることができる。

(助成金の額の確定及び交付)

第12条 会長は、前条第1項に規定する実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(別記様式第12号)により助成事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定したときは、助成事業者に速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金を交付決定された事業以外に使用したとき
- (3) 事業の中止又は廃止をしたとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は第1項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書(別記様式第13号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、助成金返還命令書(別記様式第14号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業計画等の公開)

第15条 助成事業者は、助成金の交付を受けた助成事業に係る事業計画から実績報告までに至る情報(個人情報及び法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に係る部分は除く。)について、会長が推進協議会及び県・市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開することについて了解するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2018年10月15日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、2019年7月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

<p>助成対象経費</p>	<p>次に掲げる事業実施に直接かかる経費で、かつ、交付決定後にかかる経費に限る。</p> <p>謝金</p> <p>消耗品・材料購入費</p> <p>印刷製本費</p> <p>広告宣伝費</p> <p>使用料</p> <p>委託費（実施事業のすべてを委託する場合は対象外とする。）</p> <p>その他会長が必要と認める経費</p>
<p>助成率</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>限度額</p>	<p>100 万円</p>